

令和6年5月定例会

(2024年)

市議会議案参考資料 (追加議案)

議案第82号 訴訟上の和解について

議案第83号 令和6年度吹田市一般会計補正予算(第2号)

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 82 号	訴訟上の和解について	5	5
議案第 83 号	令和6年度吹田市一般会計補正予算（第2号）	7	—

訴訟上の和解について

1 訴訟の概要

(1) 控訴の提起

令和5年12月4日 大阪高等裁判所

(2) 控訴人

吹田市

(3) 被控訴人

吹田市千里山竹園1丁目24番12号

社会福祉法人耀き福祉会 理事長 中谷 敬子

(4) 事案の概要

被控訴人は、本市との協定に基づき、令和2年度からの岸部保育園の民営化に向けて本市とともに所定の内容で合同保育を実施する義務を負っていましたが、正当な理由なくその義務の履行を怠りました。被控訴人がその義務を履行しなかったことにより、同年度からの同保育園の民営化は不可能となり、令和5年度の再度の民営化までの間、本市は同保育園の運営を余儀なくされました。

本市は、この間の保育所運営に要する費用、再度の民営化に向けて必要な手続を履践するための費用等の損害が発生したとして、大阪地方裁判所に訴えを提起し、被控訴人に対し、1億4,049万1,040円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めていましたが、同裁判所は、公立保育所の運営費については地方交付税により措置されているところ、民営化が実現していた場合、本市が交付を受ける地方交付税が減少していたはずであり、その額は本市が請求している損害額を上回るものであるから、被控訴人の債務不履行による損害は発生していないとして、本市の請求を棄却しました。

原判決は、地方交付税の交付団体が保育所の民営化を進める場合、移管先事業者のいかなる契約違反があったとしてもその責任を追及することができないという不合理な内容であり、本市としてこれを受け入れることはできないとして、原判決の取消し、賠償金等の支払を被控訴人に求め、大阪高等裁判所に控訴していたものです。

2 訴訟の経過

(1) 原審 大阪地方裁判所

令和 4 年 1 月 1 7 日 訴えの提起

令和 4 年 3 月 1 日

、

令和 5 年 9 月 1 5 日

令和 5 年 1 0 月 1 7 日 結審

令和 5 年 1 1 月 2 1 日 判決言渡し

} この間、計 1 1 回の弁論準備手続等

(2) 控訴審 大阪高等裁判所

令和 5 年 1 2 月 4 日 控訴の提起

令和 6 年 3 月 1 日

、

令和 6 年 5 月 2 7 日

令和 6 年 7 月 2 日 和解（予定）

} この間、計 3 回の進行協議

3 和解する理由

以下の理由により、本件訴訟について和解するものです。

- (1) 大阪高等裁判所から和解の提案がなされたこと。
- (2) 原審は、本件損害に関する本市の主張を全て退けたが、本和解条項案の内容は、大阪高等裁判所が本市の主張に対し一定の理解を示していると評価することができること。
- (3) 本市が求めていた本件紛争における被控訴人の責任を認める条項が本和解条項案に含まれていると評価することができること。
- (4) 現行の地方交付税制度の枠組みを踏まえると、岸部保育園の運営に要した費用等の全てが本市の実質的な損害であるとしている本市の主張を立証することは困難であると判断せざるを得ないこと。

